

◆◇ 労務管理のエッセンス ◇◇ (07/1月号) (第30号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。平素は当事務所の業務にご理解とご協力頂き厚く御礼申し上げます。

昨年荒れた天候とは対照的に今年のお正月は天候も良く穏やかな新年が迎えられました。『始めよければ終わりよし』の諺のように今年には日本社会、経済が穏やかな1年であればと思います。

今年も様々な労働関連諸法令の改正が予定されています。また『2007年問題』の最初の年でもあります。当事務所におきましても、『特定社会保険労務士』の資格付与による労働紛争解決の為に代理人業務をはじめとして、変革する労務管理に対応できるよう万全を尽くす所存であります。



本年もどうぞよろしくお願いいたします。

教育訓練の助成金、助成率2割に半減へ



働く人たちの能力開発や資格取得を国が支援する「教育訓練給付金」について、厚生労働省は原則として受講料の4割としている現行の助成率を、2割に引き下げる方針を固めた。当初は、雇用保険の加入期間が5年以上の人を対象に、受講料の8割、上限20万円まで支給され、01年からは30万円になった。助成率が高いうえ、働きながら受講できることから、英会話やパソコン講座などを受講する利用者が急速に拡大した。しかし、審査の甘さなどから、架空の講座を設けるなどして給付を受け取るなどの不正受給が横行。また、同省が初心者向けガーデニングなど、趣味的な講座まで指定したために批判が相次ぎ、制度を見直して指定基準等を厳格化。03年には、加入期間が5年以上の人は助成率を4割（上限20万円）に引き下げ、3年以上5年未満の人は2割（同10万円）とした。



今回の見直しでは、加入期間による差をなくし、「**加入期間3年以上、助成率2割**」に統一する。ただし、働く人の能力を高め、再就職や失業を予防する制度としての意味はあるとして、若者などで初めて給付を受ける人のみは、**当面の間、受給要件を「加入期間1年以上」に緩和する方針**です。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしくお願いいたします。

FAX番号 45-7166 ☐ 不要 貴社名 _____